		日	号外	ページ
一六九五	にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件	一七		五
一六九六	煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件	一七		五
一六九七	農産物漬物についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件	一七		五
一六九八―一七〇四	保安林の指定を解除する件	一七		五
一七〇五	保安林の指定施業要件を変更する件	一七		六
一七〇六―一七一九	保安林の指定をする件	一八		四
一七二〇―一七二二	農薬を登録した件	一八	155	一
一七二三	農薬を再登録した件	一八	155	二
一七二四	農薬の登録が失効した件	一八	155	四
一七二五	農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一九		二
一七二六―一七三三	保安林の指定をする件	一九		二
一七三四―一七四三	保安林の指定施業要件を変更する件	一九		三
一七四四	種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件	一九	156	三八
一七四五	肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件	二〇		五
一七四六―一七六五	保安林の指定をする件	二〇		六
一七六六	肥料の登録の有効期間を更新した件	二〇	157	六
一七六七	肥料の名称の変更に係る届出があった件	二〇	157	一〇
一七六八	肥料の登録の有効期間を更新した件	二〇	157	一〇
一七六九	生産業者又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件	二〇	157	一三
一七七〇	肥料の登録の有効期間を更新した件	二〇	157	一四
一七七一	生産業者の住所の変更に係る届出があった件	二〇	157	一七
一七七二	北太平洋さんま漁業につき報告すべき事項及び方法を定める件	二三		三
一七七三	操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域、記載時期及び記載事項を定める件の一部を改正する件	二三		三
一七七四―一七八〇	保安林の指定をする件	二三		四
一七八一	保安林の指定を解除する件	二三		五
一七八二―一七九六	保安林の指定をする件	二四		四
一七九七―一八〇七	保安林の指定を解除する件	二四		七
一八〇八―一八〇九	農薬を登録した件	二四	159	一
一八一〇	農薬を再登録した件	二四	159	二
一八一一	農薬の登録が失効した件	二四	159	五
一八一二―一八三〇	保安林の指定を解除する件	二五		五
一八三一	植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件	二五	161	二七
一八三二	輸入植物検疫規程の一部を改正する件	二五	161	二七
一八三三	種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件	二六		五
一八三四―一八三八	保安林の指定施業要件を変更する件	二六		六
一八三九	保安施設地区の指定をする件	二六		七
一八四〇	農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	二七		四
一八四一―一八四八	保安林の指定をする件	二七		五
一八四九―一八五二	農薬を登録した件	二七	163	一七
一八五三	農薬を再登録した件	二七	163	一八
一八五四	農薬の登録が失効した件	二七	163	一九
一八五五―一八六七	保安林の指定をする件	三〇		三
一八六八―一八六九	農薬を登録した件	三〇	164	九
一八七〇	農薬を再登録した件	三〇	164	一〇
一八七一	肥料の登録の有効期間を更新した件	三〇	164	一一
一八七二	肥料の名称又は生産業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件	三〇	164	一四
一八七三	作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件の一部を改正する件	三一		四
一八七四	租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件	三一		五
一八七五	肥料の登録の有効期間を更新した件	三一	165	二八
一八七六	肥料の名称の変更に係る届出があった件	三一	165	三二
一八七七	肥料の登録を失効した件	三一	165	三二
	○農林水産省、経済産業省、環境省			
三	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第一項の規定に基づく自主回収の認定に関して公示する件	九	149	五
	○経済産業省			
一五六	高圧ガス保安法第五十八条の二十二の規定に基づく指定完成検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件	二		五
一五七	高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件	二		五